

## 計画策定にあたって



桐生市は、群馬県の東南に位置し、赤城山や日光連山に囲まれ、市街地には桐生川・渡良瀬川の清流が流れる水と緑に恵まれた山紫水明の地です。奈良時代のはじめには、絹織物を朝廷に献上し、江戸時代には「西の西陣、東の桐生」と称されるなど、織物の産地として知られており、時代の要求にあった多品種の織物を高度な技術で製造し、日本有数の繊維産地としての地位を築いてまいりました。

平成24年7月には、織物で発展した町を象徴する地区として、桐生天満宮周辺を含む本町一、二丁目地区が国の「重要伝統的建造物群保存地区」として選定されました。このことを契機に、重要伝統的建造物群保存地区だけでなく、本市全体の歴史、伝統、文化を継承し、まちづくりと文化財保護を一体的かつ総合的に推進させるため、「桐生市歴史的風致維持向上計画」を策定いたしました。

本市の歴史的風致は、織物産業で育まれた環境を舞台にノコギリ屋根工場や社寺などの歴史的建造物、今も守り続けられている祭礼行事などが重層的に重なり合い、お互いが影響し合いながら形成してまいりました。先人が守り続けてきたこの歴史的風致を後世に継承し、歴史と文化の香り高いまちづくりを着実に推進していくことで、より多くの皆様に本市への愛着や親しみを一層感じていただくとともに、風情豊かなまちの魅力に触れていただきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、御尽力をいただきました桐生市歴史まちづくり推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重な資料や御意見を御寄せいただいた多くの皆様に感謝を申し上げます。

平成30年1月

桐生市長 亀山豊文



# 桐生市歴史的風致維持向上計画

## 目次

### 序章 はじめに

---

1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画期間.....	2
3. 計画の策定体制 .....	3
(1) 体制.....	3
(2) 歴史まちづくり推進協議会 .....	4
4. 計画策定（変更）の経緯.....	5

### 第1章 桐生市の歴史的風致形成の背景

---

1. 自然的環境.....	7
(1) 位置.....	7
(2) 地形・地質・水質 .....	9
(3) 気象.....	12
2. 社会的環境.....	13
(1) 市域の変遷 .....	13
(2) 土地利用 .....	15
(3) 人口動態.....	17
(4) 交通機関.....	18
(5) 産業.....	20
(6) 観光.....	22
(7) 食文化.....	23
3. 歴史的環境.....	24
(1) 原始・古代 .....	24
(2) 中世.....	28
(3) 近世.....	34
(4) 近代.....	43
(5) 現代.....	54
(6) 桐生の歴史にゆかりのある人物 .....	56
4. 文化財等の分布状況 .....	61
(1) 指定等文化財の分布状況.....	61
(2) 国指定等の文化財 .....	62
(3) 県指定の文化財 .....	64
(4) 市指定の文化財 .....	65
(5) 指定等文化財以外の文化財の分布状況.....	66

## 第2章 桐生市の維持向上すべき歴史的風致

1. 「織物のまち桐生」に見る歴史的風致 .....	71
□ はじめに .....	71
(1) 織物産業に見る歴史的風致 .....	73
[コラム①：旦那衆の集まる社交場－桐生倶楽部] .....	105
(2) 桐生祇園祭とふびす講に見る歴史的風致 .....	106
[コラム②：桐生が岡公園と原勢ガーデン（現吾妻公園）] .....	132
2. 桐生氏・由良氏ゆかりの地に見る歴史的風致 .....	133
[コラム③：城主愛飲のお茶水の井戸] .....	149
[コラム④：桧杓山城登山] .....	149
3. 桐生地域の祭礼・行事に見る歴史的風致 .....	150
□ はじめに .....	150
(1) 賀茂神社に見る歴史的風致 .....	151
(2) 白瀧神社太々神楽に見る歴史的風致 .....	158
(3) 日限地蔵尊縁日に見る歴史的風致 .....	165
[コラム⑤：堀マラソンと球都桐生] .....	169
4. 黒保根地域の民俗芸能に見る歴史的風致 .....	170
桐生市の維持向上すべき歴史的風致のまとめ .....	182

## 第3章 桐生市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針

1. 桐生市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題 .....	183
(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用に関する課題 .....	183
(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境に関する課題 .....	183
(3) 伝統産業に関する課題 .....	184
(4) 伝統的な祭礼・行事に関する課題 .....	184
(5) 歴史まちづくりに対する市民意識に関する課題 .....	185
(6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信に関する課題 .....	185
2. 上位・関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置付け .....	186
(1) 桐生市第六次総合計画 .....	187
(2) 桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略 .....	188
(3) 桐生市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針） .....	189
(4) 桐生市景観計画 .....	191
(5) 桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区保存計画 .....	192
(6) 桐生市観光ビジョン .....	194
(7) 第2期桐生市教育大綱 .....	195

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針.....	196
(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用の促進 .....	196
(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備.....	196
(3) 伝統産業の保護育成.....	196
(4) 伝統的な祭礼・行事の継承 .....	197
(5) 歴史まちづくりに対する市民意識の向上.....	197
(6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信の推進.....	197
4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制 .....	198

## 第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の考え方 .....	199
2. 重点区域の位置及び区域.....	201
(1) 重点区域の位置 .....	201
(2) 重点区域の区域(境界) .....	202
3. 重点区域の指定の効果.....	204
4. 良好な景観形成に関する施策との連携 .....	204
(1) 都市計画との連携 .....	205
(2) 景観計画との連携 .....	207
(3) 屋外広告物条例との連携.....	209
(4) 重要伝統的建造物群保存地区との連携.....	210
(5) 地域産業資源及び近代化産業遺産に関する事項 .....	212

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 桐生市全体に関する事項.....	213
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針.....	213
(2) 文化財の修理（整備）に関する方針 .....	213
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針 .....	213
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針.....	214
(5) 文化財の防災に関する方針 .....	215
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針 .....	215
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針 .....	216
(8) 文化財の保存・活用の体制と今後の方針.....	216
(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針 .....	217

2. 重点区域に関する事項.....	219
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画 .....	219
(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画 .....	219
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画 .....	219
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画 .....	220
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画 .....	220
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画 .....	221
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画 .....	221
(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画 .....	222

## 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

---

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針.....	223
2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業 .....	226
(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用のための事業.....	226
(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備のための事業.....	229
(3) 伝統産業の保護育成のための事業 .....	232
(4) 伝統的な祭礼・行事の継承のための事業.....	235
(5) 歴史まちづくりに対する市民意識の向上のための事業.....	237
(6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信の推進のための事業.....	238

## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

---

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 .....	241
2. 指定対象.....	241
3. 指定基準.....	242
4. 歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補.....	243

## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

---

1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針 .....	247
(1) 維持・管理の基本的な考え方 .....	247
(2) 個別事項.....	247
(3) 届出不要の行為 .....	248

## 資料編

---

国・県・市指定等文化財一覧.....	249
本市内のぐんま絹遺産・日本遺産構成文化財一覧.....	260
主な参考文献（順不同） .....	261
写真・資料提供（順不同・敬称略） .....	262

# 序章



はじめに





## 1. 計画策定の背景と目的

桐生市は、群馬県の東南部に位置し、北には足尾山地から屏風状に連なる山なみを背景とし、西北には赤城山の南麓の豊かな自然が広がる。市内中央を東西に流れる利根川水系の渡良瀬川、根本山系を源流として南に流れる桐生川に育まれた緑と水の豊かな地域である。

古くから「西の西陣、東の桐生」と言われた織物のまちで、その歴史の始まりは、『続日本紀』に和銅7年(714)上野国が朝廷に納めたことが記録されている。

関ヶ原の合戦では、桐生天満宮で祈願した旗絹を献上した徳川家康軍が大勝利を収め、以来御吉例地となった。江戸時代中期には京都から高機の技術が伝えられると複雑な模様の「飛紗綾」を製造し一躍絹織物産地として成長した。その後も織物産業は、時代ごとに形態を変えながら発展し、日本の機どころとして「織都桐生」と言われるほどになった。

織物産業で発展した町並みとして、本町一・二丁目及び天神町の一部である「桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区」(以下「桐生新町伝建地区」という。)が、平成24年(2012)7月に国の重要伝統的建造物群保存地区(以下「重伝建地区」という。)に選定された。桐生新町は、天正19年(1591)に徳川家康の命を受け、代官大久保長安の手代大野八右衛門により町立てされ、絹織物業を中心に発展した町の形態として象徴的な地区である。

本市には、桐生新町伝建地区をはじめ、織物で栄えた町を彷彿とさせる絹に関連した施設や建造物等が各所に残されており、「ぐんま絹遺産」として県内最多の18件が登録されている。さらに、平成27年(2015)に、絹

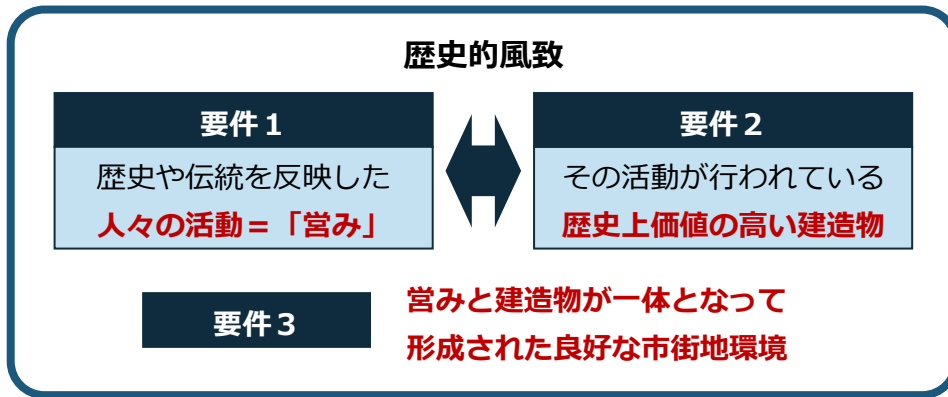
産業を支えた女性たちの活躍ストーリーが「かかあ天下一ぐんまの絹物語」として日本遺産にも認定されており、その構成文化財13件のうち6件が本市に存在している。その他にも、市内各所には、現役で稼働するノコギリ屋根工場や、関連事業所等が多くあり、生業としての伝統産業が脈々と根付いてるとともに、桐生祇園祭に代表される古くから続く伝統的な祭礼や行事も続けられている。

本市では、平成20年度(2008)から平成31年度(2019)までを計画期間とする「桐生市新生総合計画」、令和2年度(2020)からは「桐生市第六次総合計画」を作成し、目指す将来都市像「感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生」の実現に向けた様々な施策を推進している。また、平成21年度(2009)には、将来の都市像やまちづくりの指針となる「桐生市都市計画マスタープラン」(令和2年度改定)、平成27年度(2015)には良好な景観形成を推進するための「桐生市景観計画」をそれぞれ作成し歴史的景観の保全に取り組んでいる。しかし、社会環境の変化や生活様式の多様化により歴史的建造物の損傷や滅失が加速しているとともに、人口減少や高齢化などの影響により、人々の暮らしを支えてきた伝統産業や祭礼・行事等の後継者も減少している。そのため、本市の豊かな歴史的、文化的資源を維持、活用し、継承していくことが課題となっている。

このようななか、平成20年(2008)に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。)は、その第1条で「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が

行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を歴史的風致と定め、その維持向上を図ることで、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与するとしている。本市には、先人の築いた歴史的建造物とそこに息

づく人々の暮らしや文化などの活動が作り出す歴史的風致が広がっている。この本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図り、後世に引継ぎ、この歴史的環境を活かしたまちづくりを進めていくため、歴史まちづくり法第5条に基づき「桐生市歴史的風致維持向上計画」を策定する。



歴史的風致の概念

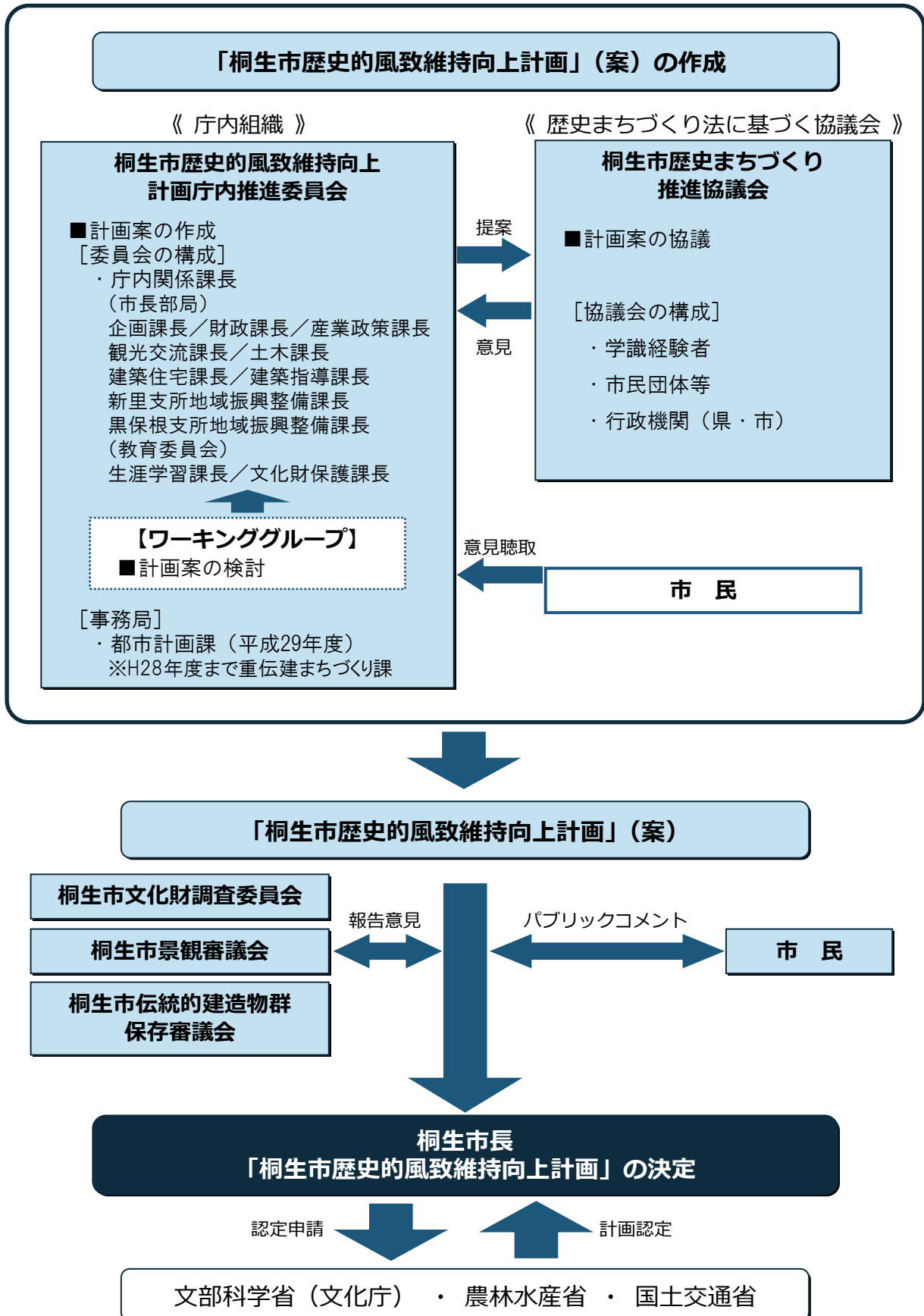
## 2. 計画期間

本計画の計画期間は平成29年度（2017）から令和8年度（2026）の10年間とする。

### 3. 計画の策定体制

#### (1) 体制

本計画は以下の体制により策定する。



## (2) 歴史まちづくり推進協議会

歴史まちづくり法第11条第1項の規定に基づく「桐生市歴史まちづくり推進協議会」を組織し、計画の策定を進めた。

桐生市歴史まちづくり推進協議会 委員名簿

(敬称略)

選出区分	分野 ／地域	氏名	所属
学識 経験者 (4名)	織物	新井正直	桐生市文化財調査委員
	郷土史	宮崎俊弥	桐生市文化財調査委員
	景観	◎ 増山正明	足利大学名誉教授
	建築	木村勉	桐生市伝統的建造物群保存地区保存審議会 長岡造形大学名誉教授
市民 団体等 (5名)	桐生	中島義雄	区長連絡協議会
	新里	山形賢助	区長連絡協議会
	黒保根	大塚慶治	区長連絡協議会
	全域	○ 赤池孝彦	ファッションタウン桐生推進協議会 まちづくり委員会委員長
	全域	石原光茂	桐生織物協同組合専務理事
行政 (7名)	群馬県	植松啓祐	地域創生部文化財保護課 課長
	群馬県	剣持康彦	県土整備部都市計画課 課長
	群馬県	宮崎義明	桐生みどり振興局桐生土木事務所 所長
	桐生市	西條敦史	共創企画部 部長
	桐生市	鈴木宏	都市整備部 部長
	桐生市	新井八寿代	産業経済部 部長
	桐生市	戸部裕幸	教育委員会事務局教育部 部長

◎会長、○副会長(令和5年4月1日現在)

## 4. 計画策定（変更）の経緯

## 桐生市歴史まちづくり推進協議会及び庁内推進委員会 開催経緯

平成26年	2月4日	第1回庁内推進委員会
	5月19日	第2回庁内推進委員会
	8月5日	第1回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	10月30日	第2回桐生市歴史まちづくり推進協議会(視察)
平成27年	2月19日	第3回庁内推進委員会
	12月22日	第3回桐生市歴史まちづくり推進協議会
平成28年	8月10日	第4回庁内推進委員会
	8月19日	第4回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	11月9日	第5回庁内推進委員会
	11月18日	第5回桐生市歴史まちづくり推進協議会
平成29年	3月17日	第6回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	7月13日	第6回庁内推進委員会
	7月28日	第7回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	8月10日～9月11日	市民意見提出手続(パブリックコメント)
	12月18日	桐生市歴史的風致維持向上計画 認定申請
平成30年	1月23日	桐生市歴史的風致維持向上計画 認定
	2月6日	第7回庁内推進委員会
	2月16日	第8回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	10月23日	第8回庁内推進委員会
	11月6日	第9回桐生市歴史まちづくり推進協議会
平成31年	3月27日	第9回庁内推進委員会
	4月23日	第10回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	4月25日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
令和元年 (2019)	9月6日	第10回庁内推進委員会
	9月18日	第11回桐生市歴史まちづくり推進協議会
令和2年 (2020)	2月19日	第11回庁内推進委員会
	3月	第12回桐生市歴史まちづくり推進協議会(書面開催)
	3月27日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
	8月25日	第12回庁内推進委員会
	9月11日	第13回桐生市歴史まちづくり推進協議会
令和3年 (2021)	2月	第13回庁内推進委員会(書面開催)
	3月	第14回桐生市歴史まちづくり推進協議会(書面開催)
	3月31日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
	7月	第14回庁内推進委員会(書面開催)
	8月	第15回桐生市歴史まちづくり推進協議会(書面開催)
令和4年 (2022)	2月	第15回庁内推進委員会(書面開催)
	3月	第16回桐生市歴史まちづくり推進協議会(書面開催)
	3月31日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出

## 序章 はじめに

令和4年 (2022)	7月21日	第16回庁内推進委員会
	8月19日	第17回桐生市歴史まちづくり推進協議会
令和5年 (2023)	3月6日	第17回庁内推進委員会
	3月22日	第18回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	3月31日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
	7月26日	第18回庁内推進委員会
	8月24日	第19回桐生市歴史まちづくり推進協議会
令和6年 (2024)	1月29日	第19回庁内推進委員会
	2月5日	第20回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	3月31日	歴史的風致維持向上計画の計画変更に係る届出

